

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和6年11月25日

魚沼市監査委員 星野武男

魚沼市監査委員 佐藤敏雄

魚 監 第 4 1 号
令和6年11月25日

魚沼市長 内田 幹夫 様

魚沼市監査委員 星 野 武 男

魚沼市監査委員 佐 藤 敏 雄

令和6年度定期監査の結果報告について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので提出します。

記

1 監査の対象

市民福祉部における令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行

2 監査の期間

令和6年10月17日から令和6年11月25日

3 監査の目的

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に定めるところにより適正に処理されているか、また事務の執行が効率的、合理的に行われているかについて、監査を実施した。

4 監査の方法

市民福祉部における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき、関係諸帳票の審査を行うとともに、関係者の説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていると認めた。